○個人番号カード等の交付等における本人確認の方法に関する事務取扱要綱

（平成 27 年 12 月２日区長決定）
（令和２年５月 25 日一部改正）
（令和３年３月 25 日一部改正）
（令和４年３月 11 日一部改正）

（目的）

第１条　この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、個人番号カード等の交付等における本人確認の方法について定めることを目的とする。

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認資料）

第２条　規則第 12 条第１項において準用する規則第１条第２号に規定する個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類は、次に掲げるものとする。

（１）海技免状
（２）電気工事士免状
（３）無線従事者免許証
（４）動力車操縦者運転免許証
（５）運航管理者技能検定合格証明書
（６）猟銃・空気銃所持許可証
（７）特種電気工事資格者認定証
（８）認定電気工事従事者認定証
（９）耐空検査員の証
（10）航空従事者技能証明書
（11）宅地建物取引士証
（12）船員手帳
（13）戦傷病者手帳
（14）教習資格認定証
（15）検定合格証
（16）一時庇護許可書
（17）仮滞在許可書

２　規則第 12 条第１項において準用する規則第２条第３項第２号に規定する個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、個人識別事項（規則第１条第２号に規定する個人識別事項をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。

（１）規則第２条第３項第１号に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換

証類
（２）地方公共団体が交付する敬老手帳
（３）生活保護受給者証
（４）申請者本人であることを確認するため、郵便その他区長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書
（５）医療受給者証
（６）各種年金証書、年金手帳又は基礎年金番号通知書
（７）預金通帳
（８）社員証
（９）学生証
（10）学校名が記載された各種書類
（11）母子健康手帳（出生届出済証明に記載されている者に限る。）
（12）保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所が発給した診察券

第３条　削除

（個人番号カードの交付における本人確認資料）
第４条　規則第４条第３号ロ及び規則第４条第４号ロに規定される住所地市町村長が適当と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、個人識別事項の記載があるものに限る。
（１）海技免状
（２）電気工事士免状
（３）無線従事者免許証
（４）動力車操縦者運転免許証
（５）運航管理者技能検定合格証明書
（６）猟銃・空気銃所持許可証
（７）特種電気工事資格者認定証
（８）認定電気工事従事者認定証
（９）耐空検査員の証
（10）航空従事者技能証明書
（11）宅地建物取引士証
（12）船員手帳
（13）戦傷病者手帳
（14）教習資格認定証
（15）検定合格証
（16）官公署がその職員に対して発行した身分証明書
（17）個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者

保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

（18）地方公共団体が交付する敬老手帳

（19）生活保護受給者証

（20）健康保険又は介護保険の被保険者証

（21）医療受給者証

（22）各種年金証書、年金手帳又は基礎年金番号通知書

（23）児童扶養手当証書

（24）特別児童扶養手当証書

（25）預金通帳

（26）社員証

（27）学生証

（28）学校名が記載された各種書類

（29）母子健康手帳（出生届出済証明に記載されている者に限る。）

（30）保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所が発給した診察券

（31）病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（交付申請者が長期間入院している者又は介護施設等に入所している者である場合に限る。）

（32）法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（交付申請者が 15 歳未満の者である場合に限る。）

（33）居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合に限る。）

（代理人から提示を受ける交付申請者に係る本人確認資料）

第５条　規則第 16 条第１項第２号に規定される住所地市町村長が適当と認める書類は、第４条に規定する書類で交付申請者の個人識別事項が記載され及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。

２　規則第 16 条第２項第２号に規定される住所地市町村長が適当と認める書類は、第４条に規定する書類で交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。

３　規則第 16 条第３項第２号に規定される住所地市町村長が適当と認める書類は、第４条に規定する書類で交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。

付則

この要綱は平成 28 年１月１日から施行する。

付則

この要綱は区長決定の日から施行する。

付則
この要綱は区長決定の日から施行する。

付則
この要綱は令和４年４月１日から施行する。
ただし、第４条第 33 号の改正については、令和４年３月１日から適用する。